歯科点数表の解釈(令和4年4月版) 追補

(令和5年1月・社会保険研究所)

特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和4年12月28日・厚生労働省告示第379号)及び「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について(令和4年12月28日・保医発1228第2号)により、材料価格・材料料点数の一部が改正されます(令和5年1月適用)。

Ⅰ 材料価格基準(歯冠修復及び欠損補綴)の材料価格の改正 →486頁

	品名	単位	4年4月 [4年6月 まで]	4年9月 まで [4年12月 まで]	5年1月 から
001	削除				
002	歯科鋳造用14カラット金合金 インレー用 (JIS適合品)	1 g	5,607円 [6,019円]	6,569円 [6,493円]	6,512円
003	歯科鋳造用14カラット金合金 鉤用(JIS適合品)	1 g	5,590円 [6,002円]	6,552円 [6,476円]	6,495円
004	歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	1 g	5,740円 [6,152円]	6,702円 [6,626円]	6,645円
005	歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	1 g	5,567円 [5,979円]	6,529円 [6,453円]	6,472円
006	歯科鋳造用金銀パラジウム合金(金12%以上 JIS適合品)	1 g	3,149円 [3,413円]	3,715円 [3,481円]	3,711円
007	削除				
800	削除				
009	削除				
010	歯科用金銀パラジウム合金ろう (金15%以上 JIS適合品)	1 g	3,706円 [3,952円]	4,235円 [4,052円]	4,226円
011	歯科鋳造用銀合金 第1種(銀60%以上インジウム5%未満 JIS適合品)	1 g	143円 [145円]	152円 [145円]	144円
012	歯科鋳造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上 JIS適合品)	1 g	176円 [178円]	185円 [178円]	177円
013	歯科用銀ろう(JIS適合品)	1 g	261円 [265円]	269円 [265円]	同左下
014	削除				
015	削除				

Ⅱ 歯冠修復及び欠損補綴に係る材料料点数の改正

材 料 料	4年4月 4年9 まで [4年6 [4年] 月まで] 月まで	5年1月 12 から	材 料 料	4年4月 [4年6 月まで]	4年9月 まで [4年12 月まで]	5年1月 から
M002 支台築造 (1歯につき) → 357頁	<u>-</u>	-	(2) 小臼歯・前歯			
[1の(1)のみ抜粋]			イインレー	050 5	004 =	
1 間接法 (1) メタルコアを用いた場合			a 単純なもの	258点 [279点]	304点 [285点]	304点
イ 大臼歯	76点 81 [77点] [77,	点 76 点 点]	b 複雑なもの	512点 [555点]	604点 [566点]	604点
ロー小臼歯・前歯	47点 50 [48点] [48,)点 同左下 点]	ロ 4分の3冠	633点 [686点]	747点 [700点]	746点
M010 金属歯冠修復(1個につき) → 364頁			ハ 5分の4冠	633点	747点	746点
1 14カラット金合金 (1) インレー			二 全部金属冠	[686点] 794点	[700点] 936点	205 5
複雑なもの	898点 1,052			[860点]	[877点]	935点
	[964点] [1,040)	[点]	3 銀合金			
(2) 4分の3冠	1,123点 1,315 [1,205点][1,300]		(1) 大臼歯 イ インレー			
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 大臼歯	(a) =		a 単純なもの	22点 [同上]	23点 [同左上]	同左下
イ インレー	379点 447	· 上	b 複雑なもの	38点	40点	同左下
a 単純なもの	379点 447 [410点] [418]		ロ 5分の4冠	49点	52点	= ± =
b 複雑なもの	700点 826			[50点]	[同左]	同左下
ロ 5分の4冠	[759点] [774 <i>月</i> 881点 1,039	<u> </u>	ハー全部金属冠	61点 [同上]	64点 [同左上]	同左下
· 3 / 4/ 4/L	[955点] [974]		※次頁に続く	راصل	[احالاحال]	
ハー全部金属冠	1,108点 1,308 [1,201点][1,225 <i>p</i>	点 1306년				

	457 4 11	4年9月	
材料料	4年4月	まで	5年1月 から
	[4年6 月まで]	[4年12 月まで]	14°F3
(2) 小臼歯・前歯・乳歯 イ インレー			
a 単純なもの	14点	同左下	同左下
b 複雑なもの	[同上]	[同上]	28点
ロ 4分の3冠(乳歯を除く。)	[29点] 35点		
	[同上]	[35点]	同左下
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	35点		同左下
二 全部金属冠	44点 [45点]	47点 [45点]	同左下
M010-3 接着冠(1歯につき) →366頁 1 全銀パラジウム合金 (全12%以上)	~~wv]	1111	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) (1) 前歯	633点		746点
(2) 小臼歯	[686点] 633点	[700点] 747点	
	[686点]	[700点]	746点
(3) 大臼歯	881点 [955点]	1,039点 [974点]	1,038点
2 銀合金 (1) 前歯	35点	36点	
	[同上]	[35点]	同左下
(2) 小臼歯	35点 [同上]	36点 [35点]	同左下
(3) 大臼歯	49点	52点	同左下
M010-4 根面被覆 (1歯につき) →367頁	[50点]	[50点]	
〔1のみ抜粋〕 1 根面板によるもの			
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
イ 大臼歯	379点 [410点]	447点 [418点]	446点
ロ 小臼歯・前歯	258点 [279点]	304点	304点
(2) 銀合金			
イ 大臼歯	22点 [同上]	23点 [22点]	同左下
ロ 小臼歯・前歯	14点	14点 [同上]	同左下
M011 レジン前装金属冠(1歯につき) →368頁		[,]	
1 金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合		1,166点 [1,092点]	1,165点
2 銀合金を用いた場合	98点	103点	98点
M017 ポンティック (1歯につき) →374頁	[99点]	[99点]	
1 鋳造ポンティック (1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
(1) 金銀パフシワム合金 (金12%以上) イ 大臼歯		1,505点	1,504点
ロ 小臼歯	[1,383点] 961点	[1,411点] 1,134点	
	[1,042点]	,	1,133点
(2) 銀合金 大臼歯・小臼歯	49点	51点	同左下
2 レジン前装金属ポンティック	[同上]	[49点]	叫在卜
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
<u>を</u> 用いた場合 イ 前歯	767点		904点
ロー小臼歯	[831点] 961点	[848点] 1,134点	
	[1,042点]	[1,062点]	1,133点
ハ 大臼歯 	1, 276点 [1, 383点]		1,504点
(2) 銀合金を用いた場合 イ 前歯	62点	65点	
	[63点]	[63点]	62点
ロー小臼歯	62点 [63点]	65点 [63点]	62点
ハー大臼歯	62点	65点	62点
	[63点]	[63点]	-711

	4年4月	4年9月	
材 料 料	1 1/1	まで	5年1月
	[4年6	[4年12	から
	月まで]	月まで]	
M020 鋳造鉤 (1個につき) →381頁	,, ,,	,,,,,,	
1 ・2のみ抜粋]			
1 14カラット金合金			
(1) 双子鉤			
イ 大・小臼歯		1,363点	1,352点
	[1,249点]	[1,348点]	1,002/10
ロー犬歯・小臼歯	946点	1,109点	1,100点
	[1,016点]	[1,096点]	1,100点
(2) 二腕鉤 (レストつき)	2 / 11112		
イ大臼歯	946点	1,109点	
八口图	[1,016点]		1,100点
ロー犬歯・小臼歯	727点		
ロー人圏・小口圏		852点	844点
24 11 (1-11)	[780点]		
ハー前歯(切歯)	560点	656点	650点
	[601点]	[648点]	000///
2 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
(1) 双子鉤			
イ・大・小臼歯	1,020点	1,204点	4 000 -
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	[1,106点]		1,202点
ロー犬歯・小臼歯	798点	941点	
1 人图:77日图	[865点]		940点
(a) → Rサ (b (2 - 2) - 2)	[从608]	[882点]	
(2) 二腕鉤 (レストつき)			
イ 大臼歯	700点		825点
	[759点]	[774点]	OLOMK
ロー犬歯・小臼歯	609点	718点	718点
	[660点]	[673点]	/10.从
ハー前歯(切歯)	565点	666点	
11.5 () 4 ()	[612点]	[624点]	666点
M021 線鉤(1個につき) →382頁	[012///]	[UZTAK]	
[2のみ抜粋]			
2 14カラット金合金	eeo H	0=0 H	
(1) 双子鉤	559点	652点	647点
	[599点]		0 17 MK
(2) 二腕鉤(レストつき)	432点	504点	500点
	[463点]	[498点]	OOOMK
M021-2 コンビネーション鉤(1個につき) →38	32頁		
〔1のみ抜粋〕			
1 鋳造鉤又はレストに金銀パラジウム合金	金 (金12%以	(上),	
線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合			
(1) 前歯	282点	333点	
(2) 113 111		[312点]	333点
	305点	359点	
(四) 人图 11 日图			359点
(0) 1.57.45	[330点]		
(3) 大臼歯	350点	413点	413点
	[380点]	[387点]	, 10 MK
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき) →38	2頁		
[2の(1)・(2)のみ抜粋]			
2 キーパー付き根面板			
(根面板の保険医療材料料(1歯につき))		
キーパー付き根面板を用いた場合は次の		ーパー料	レの合計
より算定する。		713	- · · · HHI
(1) 金銀パラジウム合金(金12%以上)			
	700点	990 F	
イー大臼歯		826点	825点
	[759点]	[774点]	
- I CIE - YEIE	512点	604点	604点
ロー小臼歯・前歯			001711
	[555点]	[566点]	
(2) 銀合金	[555点]		
	[555点] 38点	40点	同左下
(2) 銀合金	[555点]		同左下
(2) 銀合金	[555点] 38点	40点	
(2) 銀合金 イ 大臼歯	[555点] 38点 [同上] 28点	40点 [38点] 30点	同左下 28点
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯	[555点] 38点 [同上]	40点 [38点]	
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 M023 パー(1個につき) →384頁	[555点] 38点 [同上] 28点	40点 [38点] 30点	
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 M023 パー(1個につき) →384頁 〔1の(1)のみ抜粋〕	[555点] 38点 [同上] 28点	40点 [38点] 30点	
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 M023 パー(1個につき) →384頁 [1の(1)のみ抜粋] 1 鋳造バー	[555点] 38点 [同上] 28点 [29点]	40点 [38点] 30点 [29点]	28点
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 M023 パー(1個につき) →384頁 〔1の(1)のみ抜粋〕	[555点] 38点 [同上] 28点 [29点]	40点 [38点] 30点 [29点]	
(2) 銀合金 イ 大臼歯 ロ 小臼歯・前歯 M023 パー(1個につき) →384頁 〔1の(1)のみ抜粋〕 1 鋳造バー	[555点] 38点 [同上] 28点 [29点]	40点 [38点] 30点 [29点]	28点

その他、以下の告示・通知・事務連絡により、本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。

- ・後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について(令和4年 9月13日 保医発0913第6号)
- ・特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(令和4年11月30日 厚生労働省告示第342号)
- ・疑義解釈資料の送付について (その35) (令和4年12月21日 保険局医療課事務連絡)

頁	箇所	現行	改定後				
430	上から7行	令和4年6月1日·令和4年6月7日·令和4年6月22	令和4年6月1日·令和4年6月7日·令和4年6月22				
	目	日・令和4年7月13日・令和4年7月26日・令和4	日・令和4年7月13日・令和4年7月26日・令和4				
		年9月5日・令和4年9月27日厚生労働省保険局医療	年9月5日·令和4年9月27日 <u>·令和4年12月21日</u>				
		課「事務連絡」より抜すい	厚生労働省保険局医療課「事務連絡」より抜すい				
		※令和4年9月追補による修正後の記述					
442	左段上から	※以下を追加する。					
	14 行目後						
		〇咬合圧検査	〇咬合圧検査				
		(間) 区分番号「D011-3 咬合圧検査」の施設基準通知において,「当該保険医療機関内に歯科用咬合力計を備え					
		ていること。」とあるが、具体的にどのようなものがあるか。					
		(令4.12.21「歯科」問1)					
		(答) 「口腔機能低下症に関する基本的な考え方」(令和4年12月日本歯科医学会)を参照すること。					
489	右段上から	(平 20. 3. 5 厚生労働省告示第 61 号)	(平 20. 3. 5 厚生労働省告示第 61 号)				
	3行目	(最終改正; <u>令4.3.4</u> 厚生労働省告示 <u>第68号</u>)	(最終改正; <u>令4.11.30</u> 厚生労働省告示 <u>第342号</u>)				
491	左段上から	034 人工顎関節用材料 1,110,000円	034 人工顎関節用材料 1,110,000 円				
	16 行目		035 デンプン由来吸収性局所止血材				
			(1) 標準型1 g 当たり12,700円				
			(2) 織布型 <u>1 cni 当たり</u> 48円				
876	右段「02」の	給付化することが困難な場合を除く。)	給付化することが困難な場合を除く。)				
	「内容」欄		③ 後期高齢者医療特定疾病療養受療証を提示又は後				
	下から1行		期高齢者医療特定疾病療養受療証情報を提供した患				
	目		者であって,特記事項「41」に該当する患者の入院外				
			分の負担額が、高齢者医療確保法施行令第15条第6				
			<u>項に規定する金額以下である場合</u>				